

表 1 ふれあい銭湯（高齢者）の日

このほか、保護者同伴の 15 歳以下が無料で入浴できる「ふれあい銭湯（子ども）の日」は銭湯ごとに異なるので、各銭湯に問い合わせください。

※ 9 月、2 月は、北海道が行う高齢者などがお得に銭湯を利用できる制度があります。実施日や実施銭湯は市の制度と異なるので、事前に各銭湯へ問い合わせください。

4月26日(水)
5月24日(水)
6月28日(水)
7月26日(水)
8月23日(水)
10月25日(水)
11月22日(水)
12月27日(水)
1月24日(水)
3月28日(水)

みなんでお風呂に入って、家族や地域の皆さんとの絆を深めてもらおうと、市内の各銭湯では、入浴料がお得な日を設定しています。市ではこれまで、銭湯ごとに決められた日に、保護者同伴の 15 歳以下の子どもが無料で入浴できる「ふれあい銭湯（子ども）の日」を行ってきましたが、これに加えて 4 月からは、65 歳以上の人が月に 1 回 200 円（通常 440 円）で入浴できる「ふれあい銭湯（高齢者）の日」をはじめました。ぜひこの機会に近所の銭湯を利用して、心も体もぽかぽかと温まりま



65歳を迎えたら 銭湯へ行こう

ふれあい銭湯（高齢者）の日

今年 4 月から、65 歳以上の人が月に 1 回（9、2 月を除く）、銭湯を 200 円で利用できるよつになりました。

問い合わせ 健康推進課（東 8 南 13、保健福祉センター内、☎ 25・9720）

表 2 ふれあい銭湯（高齢者）の日 実施銭湯

施設名	住所	営業時間	電話
アサヒ湯	東 3 南 14	13 時～ 23 時	☎24・1933
オベリベリ温泉 水光園	東 10 南 5	11 時～ 23 時	☎23・4700
君乃湯温泉	西 5 南 32	11 時～ 23 時	☎48・2435
光南温泉	東 2 南 19	4 時 30 分～ 11 時 14 時～ 23 時	☎24・8513
自由ヶ丘温泉	自由が丘 4	10 時 30 分～ 25 時	☎35・1126
白樺温泉	白樺 16 西 12	10 時～ 23 時	☎36・2821
天然温泉 たぬきの里	西 5 南 15	12 時～ 24 時	☎21・2683
朋の湯温泉	西 11 南 15	13 時～ 23 時	☎24・1238
柏林湯	柏林台南町 7	16 時～ 21 時	☎34・2378
やよい乃湯	西 18 南 2	10 時～ 24 時	☎66・4126
ローマノ福の湯	東 9 南 12	11 時～ 23 時	☎25・5202

「ふれあい銭湯（子ども）の日」を行う施設は、上記に加えて「ひまわりの湯 森の郷」（西 11 南 32、☎ 48・4238）があります。なお、各銭湯の受付時間は、各銭湯に問い合わせください。

「ふれあい銭湯（高齢者）の日」は、9、2 月を除く毎月第 4 水曜日に実施します（表 1）。時間帯



は各銭湯の営業時間と同じです。利用する際は、「ふれあい銭湯（高齢者）の日」を行う銭湯、営業時間を確認してください。（表 2）
対象者 市内在住の 65 歳以上
持ち物 住所と年齢が確認できるもの（健康保険証など）
※入浴前に銭湯の受け付けに提示してください。入浴後に提示しても対象にならない場合があります。



サービスを受けるには「ねたきり・認知症高齢者」の登録が必要です。登録すると、地域包括支援センター※の職員が定期的に訪問して、在宅生活、介護者の介護負担軽減に関する相談を受けるほ

ねたきり・認知症高齢者に登録

今後、ねたきりになったり、認知症が進行しても、住み慣れた家で暮らし続けられるように、市では本人や家族を支援するサービスを行っています。

高年齢の進展に伴い、ねたきり、認知症になる高齢者の数が年々増えています。市内では、65 歳以上の在宅生活者のうち、介護がなければ家で暮らすことが難しいといわれる要介護 3 以上の人が 780 人余り、認知症の人が 4800 人余りいます。

65 歳以上の在宅生活者で、要介護 3～5 の人が、在宅生活を続けられるように支援するサービスを行っています。

問い合わせ 高齢者福祉課（市庁舎 2 階、☎ 65・4145）



ねたきり・認知症 高齢者を支援

住み慣れた家で暮らし続けるために

対象者 市内に介護者がいる 65 歳以上の在宅生活中の人で、要介護 3～5 の人
申請先 地域包括支援センター
※地域包括支援センター 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるように支援する身近な相談窓口で、市内に 8 カ所あります。

か、市のサービスなどの利用を支援します。
現在、130 人余りが登録して

在宅生活に不安がある人や、その家族は悩みを抱え込みがちです。在宅生活に関することは、高齢者福祉課か、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。

抱え込まずに 相談してください

ねたきり・認知症高齢者に登録して利用できるサービス

いずれも、高齢者福祉課に申請してください。

寝具類クリーニングサービス

1 年に 2 回、事業者が自宅を訪問して寝具類を受け取り、無料でクリーニングをして届けます。

理美容サービス

1 年に 6 回、理容師・美容師が自宅を訪問して、無料で理美容のサービスを行います。

移送サービス

ねたきりで乗用車の座席に座れない人の、施設や病院への送迎費用の半額を 1 年に 24 回分助成します。運賃の半額は自己負担です。



在宅介護をしている低所得世帯向けのサービス

高齢者福祉課に申請してください。

家族介護用品支給

紙おむつ、紙パンツ、尿取りパット、清拭綿の引き換え給付券を、月額 6250 円分支給します。

対象者 市内在住の 65 歳以上で要介護 3～5 と認定された高齢者を、在宅介護している人。ただし、高齢者および介護者の世帯全員が市民税非課税の人。